

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

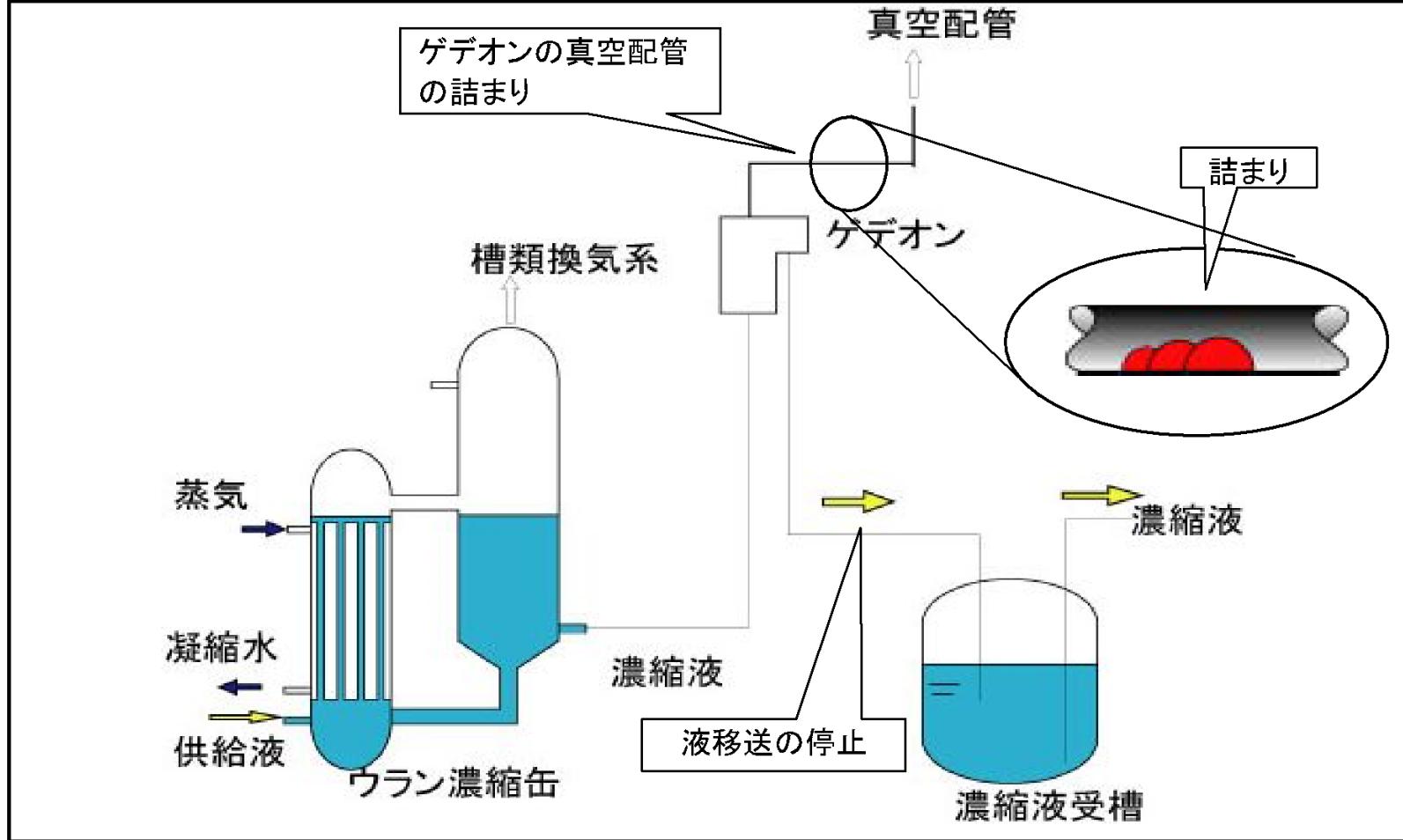
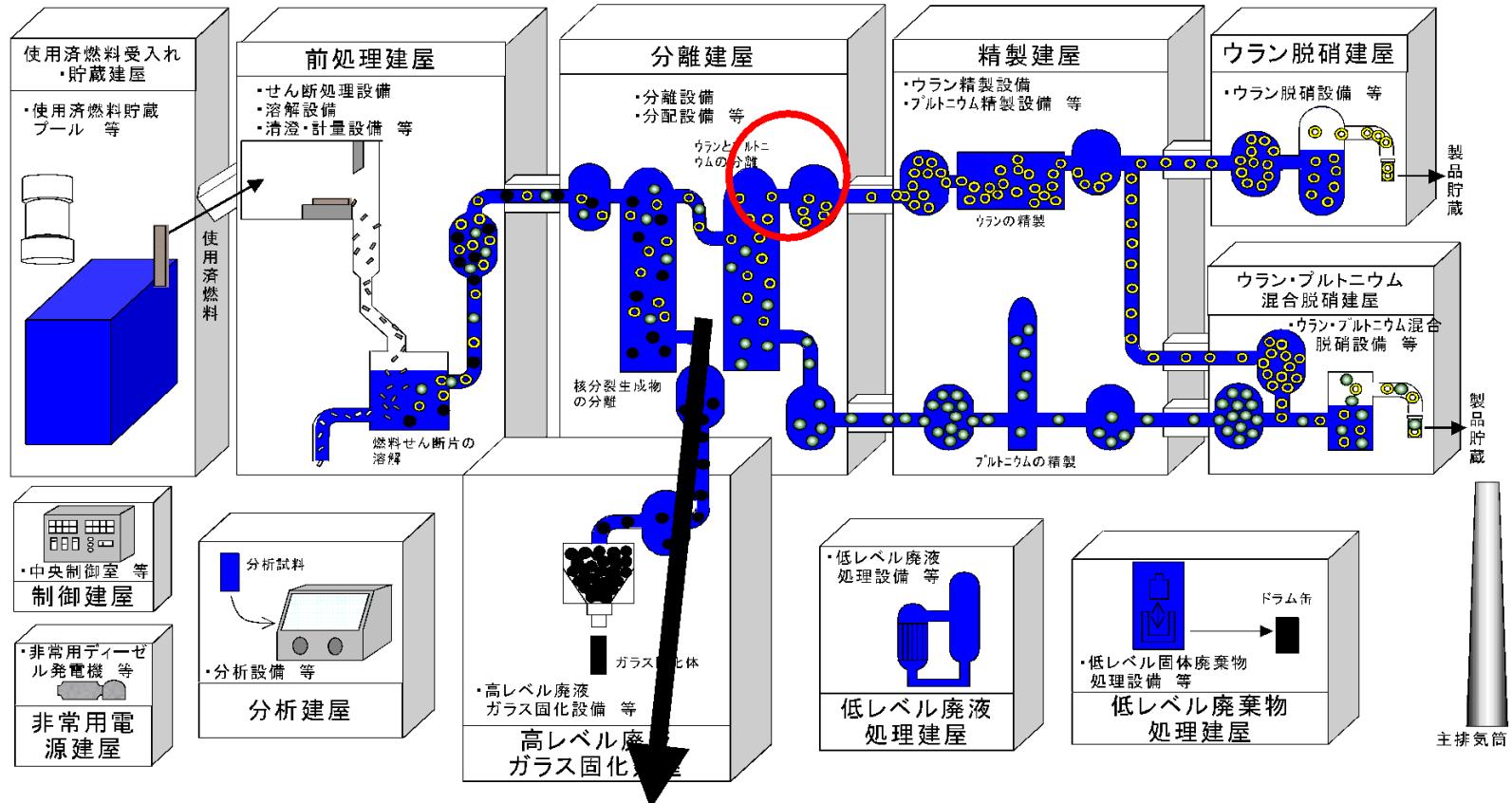
事象分類別 (a. 詰まり・堆積)

1-14. ウラン濃縮缶のゲデオン真空配管における詰まり

<p>事象の概要</p> <p>(1)発生場所：機器</p> <p>(2)設備の概要</p> <p>(3)発生の状況</p> <p>(4)概要</p> <p>(5)原因</p>	<p>分離建屋：ウラン濃縮缶のゲデオン</p> <p>核分裂生成物やプルトニウムを分離したウラン溶液を蒸発処理により濃縮した後、一時的な貯留槽へウラン濃縮液を移送する機器の一種。真空の力を用いて、流量を測定しつつ、液体を移送することが出来る。</p> <p>ウラン濃縮缶の運転中</p> <p>ウラン濃縮缶のゲデオンの真空配管が析出物により詰まり、ウラン濃縮液の移送が停止。 * 他の建屋も含め同種の機器においても、同様な事象の発生が予想される。</p> <p>運転を継続することで発生する詰まり（予め対応手順を定めている）。</p>												
<p>事象による影響</p> <p>(1)工場外への影響</p> <p>(2)安全性への影響</p> <p>(3)作業員への影響</p> <p>(4)他工程への影響</p>	<p>工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分離建屋の塔槽類廃ガス処理設備が稼働しているウラン濃縮缶のゲデオンでの事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。</p> <p>安全上の問題は生じない。 ウラン濃縮缶からの濃縮液の抜き出しが停止したことを運転員が確認し、ウラン濃縮缶の運転を手動停止するため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。また、ウラン濃縮缶の液位計測値が通常範囲を超えた場合は、液位異常によって自動的に運転を停止するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>作業員への影響は生じない。 真空配管の詰まり除去は、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。</p> <p>上流、下流の工程の運転に影響が生じる。 ウラン濃縮缶の運転を停止し、詰まり除去を実施するため、上流、下流の他工程では一時的な貯留槽の残液量で運転継続の可否を判断する。</p>												
<p>対応の概要</p>	<p>1.真空配管の詰まりであることを確認する。</p> <p>2.定められた保守作業手順に従って、真空配管の詰まりを除去する。</p> <p>3.ゲデオン流量制御の状態確認を行い、所定の流量制御が可能であることを確認した後、定められた操作手順に従ってウラン濃縮缶の運転を再開する。</p>												
<p>公表区分</p>	<p>毎月集約して月1回公表（ホームページへ掲載）</p>												
<p>連絡区分*</p>	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="3">運転情報</th> </tr> <tr> <td>A情報</td> <td>B情報</td> <td>C情報</td> <td>ごく軽度な機器故障</td> <td style="background-color:#e0ffe0;">清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td> <td>不適合等</td> </tr> </table>	トラブル情報			運転情報			A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報										
A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等								

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法
 清掃や調整により復旧

